

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百七十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表II区分014(2)を次のように改める。

(2) 増添

別表II区分087に次のように加える。

(6) ^{とう}疼痛除去用（16極以上用）充電式・体位変換対応型 1,980,000円

別表II区分111を次のように改める。

111 埋込型輸液ポンプ用^{くう}髄腔カテーテル

(1) 縫合型 69,100円

(2) 強化型 85,000円

別表II区分114(2)に次のように加える。

⑥ 溫度センサー付 88,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分157中「胃十二指腸用ステントセット」を「消化管用ステントセット」に改める。

別表Ⅱに次のように加える。

169 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー

171,000円